

被保険者向けQ&A

Q. 加入脱退や住所変更の手続きは、
どうなるの？



これまでどおり、お住まいの市町が窓口となり、住所変更や加入脱退の手続きなどを行います。

Q. 保険証（被保険者証）は、どうなるの？



これまでどおり、お住まいの市町から交付されます。

Q. 療養費や高額療養費などの手続きは、これまでと変わるの？



これまでどおり、療養費や高額療養費等の給付の手続きは、お住まいの市町窓口で行っていただきます。

Q. 特定健診などの保健事業は、これまでと変わるの？



これまでどおり、特定健診や特定保健指導などの保健事業は、お住まいの市町が実施します。

被保険者向けQ&A

Q. 保険税はどうなるの？



これまでどおり、市町が保険税の賦課・決定を行います。

Q. 保険税の払い方（納付方法）はどうなるの？



これまでどおり、市町が決めた納期、納付方法（口座振替等）により納付していただきます。

Q. 納税通知書（納付書）は、どうなるの？



これまでどおり、お住まいの市町から送付されます。

*なお、平成30年度からは、都道府県が医療費水準や所得水準を考慮して、市町ごとの納付金の額と、標準的な保険料率を示し、そのうえで市町が税額（率）を決定することとなります。

被保険者向けQ&A

Q. 加入者にとって変わることはなに？



被保険者証（保険証）
の様式が県内統一の様
式になります。

Q. 加入者にとって変わることはなに？



これまで、各市町で異なっ
ていた葬祭費の金額や後
発医薬品差額通知の内
容等が統一される予定で
す。

Q. 加入者にとって変わることはなに？



県内の他市町への転出
等であれば、高額療養
費の多数回該当が、県
単位で通算され、加入
者の負担が軽減されます。

※世帯構成が変わらないなどの条件
があります。

* 多数回該当とは、過去12か月間で高
額療養費の対象となった月数が4回以上
となった場合、4回目から自己負担限度
額が引き下げられる制度です。